

審査請求に対する裁決書

知土発 第 288号

平成31年3月29日

加藤靖臣様

知多市長 宮島壽男



公文書不開示決定に対し平成30年9月11日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）のありました件については、知多市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の答申を得て、次のとおり裁決しましたので通知します。

1 裁 決

知多市長が平成30年8月1日付け知土発第95号で行った「暗渠水路の歩道横1メートルの用地を処分した経過について、関連する文書」については、原処分のとおり、不開示とするのが妥当であり、本件審査請求は棄却すると裁決します。

2 理 由

今回、開示請求のありました「暗渠水路の歩道横1メートルの用地を処分した経過について、関連する文書」については、不存在の状況にあります。

このような状況と、審査会の答申を踏まえ、上記のとおり、関連する文書については、不存在のため本件審査請求は棄却すると裁決します。

裁決の理由は、答申における審査会の判断と同様でありますので、答申書の写しを添付します。

（連絡先 都市整備部 土木課 管理チーム 電話0562-36-2670（直通））